

講師派遣
受講料
無料

STOP! 消費者トラブル!! 目指そう! 賢い消費者!!

消費生活啓発講座

「悪質商法ってどういう手口があるの?」

「クーリング・オフって、聞いたことはあるけど、どうすればいいの?」

昨今、詐欺まがいともいえる様々な悪質商法の被害が増えています。私たち消費者が日常生活を送る上で知っておいた方がよい知識、悪質商法の撃退法など、[賢い消費者になるためのちょっといいハシ](#)聞いてみませんか。



まずは、柏崎市消費生活センター (TEL: 0257-43-9139) に「消費生活啓発講座について教えて!」とお気軽にご相談ください。

内容(テーマ)	「悪質商法に気をつけよう!」 実際に発生している被害を詳しく紹介し、だまされないために気をつけるポイントや被害に遭ったときの対処方法をお教えします。替え歌やクイズを交えて行うこともできます。 ※ご要望に応じて内容は調整できます。上記以外に希望するテーマがありましたらお聞かせください!
申込対象者	市内の概ね 10名以上 のグループ ※学校、会社、町内会、PTA、高齢者グループ、サークルの学習会など、講座を受けたいグループならOK! ※10名未満で開催したい場合も、お気軽にお問い合わせください。
派遣講師	柏崎市消費生活センター消費生活相談員
講師派遣の条件	・講師派遣料、講座受講料は無料 ・会場は、申込者の方でご用意ください(会場費も負担願います)
開催時間	30分から1時間程度でご要望に応じて調整します
開催場所	申込者のご希望の場所(柏崎市内ならどこでもOK!)
申込方法	① 希望日の 1ヵ月前まで に、電話(0257-43-9139)で柏崎市消費生活センターまでご連絡ください。 ② 派遣日時などの必要事項を記入のうえ、「消費生活啓発講座派遣申込書」を直接またはFAXでお申し込みください。

【お問い合わせ・お申込先】 **柏崎市消費生活センター**

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

事務室TEL: 0257-43-9139 FAX: 0257-22-5904

【受付時間】

月曜～金曜 8:30～16:30